（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第八条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「カジノ管理委員会」の下に「、サイバー通信情報監理委員会」を加える。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第九条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第三項本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同項ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第十二条　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2　情報システム若しくはその一部を構成する電子計算機若しくはプログラム、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体（以下この項において「情報システム等」という。）の供給者は、サイバーセキュリティに対する脅威により自らが供給した情報システム等に被害が生ずることを防ぐため、情報システム等の利用者がその安全性及び信頼性の確保のために講ずる措置に配慮した設計及び開発、適切な維持管理に必要な情報の継続的な提供その他の情報システム等の利用者がサイバーセキュリティの確保のために講ずる措置を支援する取組を行うよう努めるものとする。

第十七条第五項中「命を受けて内閣官房副長官補」を「内閣サイバー官」に改める。

第二十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「又は」を「及び」に、「で発生した」を「におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価（情報システムに対する不正な活動であって情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるものの監視及び分析並びに」に改め、「を含む。）」の下に「を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成（当該基準の作成のための重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査を含む。）及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、サイバーセキュリティ推進専門家会議の意見を聴かなければならない。

一　サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするとき。

二　第一項第二号又は第三号の基準を作成しようとするとき。

三　第一項第二号又は第三号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条第一項中「内閣官房長官」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「、第三号及び第五号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第五項を削る。

第三十条第二項中「次に掲げる者（第一号から第六号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）」を「本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ推進専門家会議）

第三十条の二　本部に、サイバーセキュリティ推進専門家会議（以下この条において「専門家会議」という。）を置く。

2　専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十六条第三項の規定により本部長に意見を述べること。

二　前号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものについて調査審議し、必要があると認めるときは、本部長に意見を述べること。

3　専門家会議の委員は、サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三十一条第一項第一号中「独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査」を「同号に規定する監査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）」に、「又は同項第三号」を「、同項第三号に掲げる事務（同号に規定する調査に係るものに限る。）又は同項第四号」に、「独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査」を「同号に規定する調査（独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。）」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十六条第一項第四号に掲げる事務（同号に規定する活動の監視及び分析に係るものに限る。）　国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人情報処理推進機構その他当該活動の監視及び分析について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

第三十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、重要社会基盤事業者及びその組織する団体の代表者に対して、前項の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

第三十五条中「命を受けて内閣官房副長官補」を「内閣サイバー官」に改める。

第三十六条中「内閣法」の下に「（昭和二十二年法律第五号）」を加える。

第十三条　サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第十二条第二項第三号中「の促進」を削る。

第十四条の見出し中「の促進」を削り、同条中「関し」の下に「、重要な設備に係る電子計算機の被害の防止のための情報の整理及び分析を行うとともに」を加える。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げ、第四章中第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。